

広島県告示第二百四十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定によって、広島県立総合技術研究所農業技術センターの生産品売払代金の徴収事務を次のとおり委託した。  
平成二十九年四月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

委託を受けた者	委託した年月日 (委託期間)
住所	
名称	
公益社団法人 東広島市シル バー人材センター	平成二九年四月一日 (平成二九年四月一日) 平成三〇年三月三十一日
東広島市西条町九番一八号	